

第 8 章 環境保全のための措置の再検討

(空白)

第8章 環境保全のための措置の再検討

8.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

8.1.1 大気汚染

令和7年12月時点で粉じん等に関する苦情等はなく、散水を行うなどして粉じんの発生を抑制しているため、見直しの必要はないと考える。

8.1.2 騒音

令和7年12月時点で騒音に関する苦情はなく、低騒音型建設機械の使用や騒音の漏洩防止を図っているため、見直しの必要はないと考える。

8.1.3 振動

令和7年12月時点で振動に関する苦情はないため、見直しの必要はないと考える。

8.1.4 水質汚濁

令和7年12月時点で水質汚濁に関する苦情はなく、造成工事範囲の一部に釜場を設けるなど、排水処理に配慮しているため、見直しの必要はないと考える。

8.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

8.2.1 陸上植物

陸上植物に関し事後調査は実施しておらず、現時点では環境保全措置見直しの必要はないと考える。

8.2.2 陸上動物

第4章にて詳述したとおり、対象事業実施区域内で採取・一時飼育したコウフオカモノアラガイの死滅を踏まえ、環境保全措置も見直しを図る。令和8年6月以降に実施する調査結果に基づき、対象事業実施区域外の確認地点における生息状況、創出環境への侵入可能性、創出環境に移設する場合のリスク等を勘案し、最終的な環境保全措置を決定する。

8.2.3 水生生物

水生生物に関し事後調査は実施しておらず、現時点では環境保全措置見直しの必要はないと考える。

8.2.4 生態系

生態系に関し事後調査は実施しておらず、現時点では環境保全措置見直しの必要はないと考える。

8.3 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

8.3.1 廃棄物・発生土

廃棄物及び発生土の処理・処分は適切に実施しており、見直しの必要はないと考える。

8.4 その他の項目

8.4.1 地域交通

令和7年12月時点で地域交通に関する苦情はないため、見直しの必要はないと考える。